

会津若松市新斎場整備運営事業

指定管理業務に関する仮協定書（案）

令和8年8月

福島県会津若松市

会津若松市新斎場整備運営事業 指定管理業務に関する仮協定書（案）

会津若松市（以下「甲」という。）と運営事業者（以下「乙」という。）とは、次の条項により、会津若松市新斎場（以下「本施設」という。）の維持管理・運営に係る仮協定を締結する（以下「本協定」という。）。なお、本協定において定義されていない用語は、甲と●●を代表企業とする●●グループの各構成企業の間で締結された令和9年3月●日付「会津若松市新斎場整備運営事業 基本契約」（以下「基本契約」という。）の定めるところによる。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、甲から指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けた乙が行う本施設の維持管理・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の維持管理・運営に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、市民に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、本施設の維持管理・運営業務にあたっては、地方自治法、会津若松市斎場条例（昭和39年3月30日 条例第23号。以下「条例」という。）、会津若松市斎場条例施行規則（昭和39年3月31日 規則第14号。以下「施行規則」という。）、その他関係法令及び本協定を遵守し、公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行わなければならない。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本協定を履行しなければならない。

（指定管理者の維持管理・運営する本施設）

第5条 乙が維持管理・運営する本施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 会津若松市新斎場
- (2) 所在地 会津若松市門田町大字黒岩字石高甲●●

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、本施設を維持管理・運営しなければならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

第2章 維持管理・運営業務の範囲等

(乙が行う業務の範囲)

第7条 乙が行う維持管理・運営業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本施設の維持管理業務

- ① 建物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 火葬炉保守管理業務
- ④ 什器・備品保守管理業務
- ⑤ 外構・植栽保守管理業務
- ⑥ 修繕・更新業務
- ⑦ 環境衛生業務
- ⑧ 清掃業務
- ⑨ 警備業務
- ⑩ 除排雪業務
- ⑪ 残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務
- ⑫ その他維持管理関連業務
- ⑬ 事業期間終了時の引継業務（維持管理）

(2) 本施設の運営業務

- ① 供用開始後の統括管理業務
- ② 予約受付業務
- ③ 利用者受付業務
- ④ 告別・炉前・収骨等業務
- ⑤ 火葬炉運転業務
- ⑥ 待合関連業務
- ⑦ 販売業務
- ⑧ その他運営関連業務
- ⑨ 事業期間終了時の引継業務（運営）

(3) その他本施設の維持管理・運営に関し甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる維持管理・運営業務の細目は、募集要項等及び本件提案（これらの図書に係る質問回答書を含む。以下同じ。）に定めるとおりとする。

(実施体制)

第8条 乙は、本事業の維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、甲等との調整を行う管理運営統括責任者を定め、本施設の供用開始日の3か月前までに甲に届け出るものとする。なお、

管理運営統括責任者は、維持管理業務総括責任者又は運営業務総括責任者のいずれかと兼務することができるものとする。

- 2 乙は、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務総括責任者及び維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、本施設の供用開始日の3か月前までに甲に届け出るものとする。なお、維持管理業務総括責任者は、各業務の業務責任者を兼務することができるものとする。
- 3 乙は、運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う運営業務総括責任者及び運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、本施設の供用開始日の3か月前までに甲に届け出るものとする。なお、運営業務総括責任者は、各業務の業務責任者を兼務することができるものとする。
- 4 各業務を担当する者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。

（供用日及び供用時間）

第9条 本施設の供用日及び供用時間は、条例に定めるとおりとする。

- 2 乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、前項の供用日又は供用時間を変更することができる。この場合において、乙は自らの責任で利用者等への周知を行わなければならない。

（維持管理・運営の基準）

第10条 乙が維持管理・運営業務を行うにあたって満たさなければならない条件は、募集要項等及び本件提案に定めるとおりとする。

（業務の範囲及び維持管理・運営の基準の変更）

第11条 甲は、必要と認める場合は、相手方に対する書面による通知をもって、第7条に規定する維持管理・運営業務の範囲及び前条に規定する維持管理・運営の基準の変更を求めることができる。この場合において、乙は、当該通知を受領した日から14日以内に、甲に対して、当該変更に伴う措置、指定管理料の変動の可否等を検討し、甲に書面により通知するとともに、甲と協議を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、技術革新等により指定管理料の減額を目的とした第7条に規定する維持管理・運営業務の範囲及び前条に規定する維持管理・運営の基準の変更が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により指定管理料の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 前2項における甲と乙との間における協議が調わないときは、甲が合理的な変更案を定め、乙はこれに従わなければならない。

第3章 維持管理・運営業務の実施等

(維持管理・運営業務の執行)

第12条 乙は、本協定、条例、施行規則、関係法令等のほか、募集要項等及び本件提案に従って、本施設の維持管理・運営業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び本件提案の間に矛盾又は齟齬が生じた場合は、本協定、募集要項等及び本件提案の順にその解釈を優先させるものとする。ただし、本件提案において、募集要項等を上回る条件が提案されている場合は、当該上回る範囲で本件提案の内容が募集要項等に優先する。

(事業年度)

第13条 維持管理・運営業務に係る事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(第三者への業務の委託)

第14条 乙は、募集要項等及び本件提案に従い、自らの責任と費用負担において維持管理・運営業務を実施する。

- 2 乙は、維持管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲に届け出、甲の承諾を得るものとする。委託先又は請負先を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 乙が維持管理・運営業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じたものとみなして、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、暴力団等（第43条第10号に規定する暴力団等をいう。）並びに暴力団の構成員及び社会的非難関係者に対して維持管理・運営業務を委託し又は請け負わせてはならない。
- 5 甲は、第2項の承諾をしたことをもって、維持管理・運営業務に関し何らの責任を負担するものではない。

(維持管理・運営の原則)

第15条 甲は、維持管理・運営業務に必要な本施設を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

- 2 乙は、本施設について、その設置目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ維持管理・運営業務以外の用に供することについて甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 本施設の維持管理・運営の基準は、募集要項等及び本件提案による。
- 4 本施設の維持管理・運営に必要な経費は、乙の負担とする。

(本施設の改修及び修繕等)

第 16 条 乙は、新斎場の供用開始日の 3 か月前までに、募集要項等及び本件提案に従った本施設の長期修繕計画書を作成して甲に提出し、その内容について甲の承認を得るものとする。

2 乙は、本施設の実際の修繕・更新等の結果を反映するために、1 年に 1 回程度、長期修繕計画書を更新するとともに、本施設の劣化状況等を踏まえて新斎場の供用開始日から 5 年目、10 年目、12 年目に、長期修繕計画書の全体的な内容の見直しを行い、それぞれ甲の確認を受けるものとする。

3 乙は、本施設の修繕・更新を行った場合、当該箇所について甲に報告を行い、必要に応じて甲の立ち合いによる確認を受けるものとする。

4 乙は、維持管理・運營業務に係る期間（以下「維持管理・運営期間」という。）にわたり本施設の不具合の履歴、修繕・更新等の情報を一元管理するために施設管理台帳を作成するものとする。施設管理台帳は常に最新の本施設の状態が分かるように随時更新し、甲の求めがあった場合には直ちに甲に提出するものとする。また、修繕・更新等の実施により完成図面等に変更が生じた場合には、それらについても変更箇所を反映させた上で、施設管理台帳と併せて甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

5 乙は、維持管理・運営期間の終了の 3 年前までに、本施設の状況について評価し、募集要項等及び本件提案に従った建物診断報告書及び次期修繕提案書を甲に提出し、本施設の引渡しについて甲と協議を開始する。また、各種書類の提出時期については、甲と協議の上定めるものとする。

6 乙は、募集要項等及び本件提案に従い、維持管理・運営期間の終了時において、本施設（建築設備及び火葬炉設備等を含む。以下本項において同じ。）の全てが正常に使用でき、募集要項等及び本件提案で要求される性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で本施設を甲に引き渡さなければならない。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容される。

7 甲は、第 1 項の承認及び第 2 項から第 4 項の確認をしたことをもって、維持管理・運營業務に関し何らの責任を負担するものではない。

（管理運営会議）

第 17 条 乙は、本施設の円滑な維持管理・運営を行い、利用者へのサービス向上を図ることを目的に、甲及び乙による管理運営会議を月 1 回程度開催する。

2 前項の管理運営会議においては、乙は業務内容の報告を行うとともに、甲の意見や要望等を踏まえ、業務内容の変更や見直し等を甲と協議のうえ決定する。

3 乙は、管理運営会議に加え、本施設の維持管理・運營業務に関連する会議等について、甲の求めに応じて出席するものとする。

（保険の付保等）

第 18 条 乙は、維持管理・運営業務の実施に関し、別紙 1 に定める期間において別紙 1 に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。

2 乙は、前項により加入した保険の保険証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを、加入後速やかに甲に呈示し、その原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

(情報公開)

第 19 条 乙は、維持管理・運営業務に関して保有する情報の公開については、会津若松市情報公開条例（平成 15 年会津若松市条例第 1 号）の規定に準じて処理するものとする。ただし、乙が、同条例に相当すると甲が認める規程等を設けているときは、当該規程等の定めるところによる。

(秘密の保持)

第 20 条 乙及び乙の使用する者は、維持管理・運営業務に関して知り得た秘密を他に知らせてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後における秘密の保持について周知しなければならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令の規定を遵守し、維持管理・運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な維持管理・運営のために必要な措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

第 22 条 乙は、施設の維持管理・運営業務に当たっては、会津若松市暴力団排除条例（平成 24 年会津若松市条例第 4 号）第 5 条に規定する暴力団の排除に係る責務の遂行に努めるものとする。

(適切な事務手続)

第 23 条 乙は、維持管理・運営業務の執行に当たっては、会津若松市行政手続条例（平成 8 年会津若松市条例第 25 号）の規定に基づき事務手続を行うものとする。

(文書の管理・保存)

第 24 条 乙は、維持管理・運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録を、維持管理・運営業務の実施日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間、管理・保存するものとする。

(緊急時の対応)

第 25 条 維持管理・運営期間中において、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して原因調査を行うほか、再発の防止に努めるものとする。

(災害時の対応)

第 26 条 乙は、災害時において甲が行う災害時対応に協力するものとする。

2 乙が甲の要請に基づき協力業務を実施した場合、当該業務に要した費用（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に規定する範囲とする。）は甲が負担するものとし、乙による当該費用等の請求時期は甲と乙の協議により定めるものとする。

(市内事業者への配慮)

第 27 条 乙は、維持管理・運営業務を行うに当たって、第三者と取引を行う場合は、市内に住所を有する事業者を優先するよう配慮するものとする。

(警備業務及び清掃業務の委託に関する配慮)

第 28 条 乙は、警備業務及び清掃業務を事業者委託するときは、その発注及び契約に関し、次に掲げる事項について配慮するよう努めるものとする。

(1) 事業者間の過度な競争を防止すること。

(2) 予定価格の設定においては、可能な限り、複数の事業者から参考見積もりを徴し、その平均額により積算する等の手法を検討すること。

(3) 契約の相手方の決定方法について、入札又は複数者による見積もり合わせ等により、一定の競争性を確保すること。

(地球環境への負荷の軽減)

第 29 条 乙は、維持管理・運営業務を行うに当たって、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進その他の環境への配慮により、地球環境への負荷の軽減に取り組むものとする。

2 前項の取り組みを効果的に実施するため、乙は、必要に応じ、職員その他の維持管理・運営業務に従事する者に対して、環境に係る研修等を行うものとする。

3 甲は、乙により実施された第 1 項の取り組みの実績について、必要に応じ、別に定める報告書の提出を乙に求めることができる。

第 4 章 備品等の取扱い

(備品等の貸与)

第 30 条 甲は、本施設に配備する備品等（乙が維持管理・運営業務の一部として調達する備品を含む。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、善良な管理者の注意をもって備品等を常に良好な状態に保つものとする。

（備品等の購入又は調達）

第 31 条 乙は、募集要項等及び本件提案に従い、乙が調達すべき備品等を自己の負担及び責任において購入又は調達する。

2 乙は、前項の規定に基づき、備品等を購入又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、維持管理・運営期間にわたり、本事業で調達した備品等について所在及び不具合等の履歴、修繕・更新等の情報を一元管理するために、備品台帳を作成するものとする。備品台帳は常に最新の備品等の状態が分かるように随時更新し、甲の求めがあった場合には直ちに甲に提出するものとする。

4 乙は、第 1 項の規定により乙が購入又は調達した備品等については、維持管理・運営期間の終了時に無償で甲に引き継ぐものとする。

5 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

第 5 章 維持管理・運営業務の計画、報告等

（業務計画書等）

第 32 条 乙は、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより、新斎場の供用開始日の 3 か月前までに、募集要項等及び本件提案に従い、維持管理期間を通じての維持管理・運営業務にかかる基本計画書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。基本計画書は、1 年に 1 回を目安に見直し、必要に応じて甲と協議の上更新し、甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより、各事業年度の開始日（初年度については新斎場供用開始日）の 1 か月前までに、募集要項等及び本件提案に従い、維持管理・運営業務にかかる年度計画書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

3 乙は、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより、新斎場の供用開始日の 3 か月前までに、募集要項等及び本件提案に従い、維持管理・運営業務の各業務の実施方法等を具体的に定めた業務マニュアルを作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。業務マニュアルは、実際の業務遂行に当たって生じた問題点等を踏まえて 1 年に 1 回を目安に見直し、必要に応じて甲と協議の上更新し、甲の確認を受けるものとする。

4 乙は、原則として維持管理・運営期間にわたり前項の業務マニュアルの基本的な内容の変更しないものとする。なお、業務マニュアルの基本的な内容の変更を必要とする場合は、速やかに変更案を甲に提出し、事前にその内容について甲の承認を得るものとする。

- 5 甲は、前4項に定める確認をしたことをもって、維持管理・運営業務に関し何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

- 第33条 乙は、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、募集要項等及び本件提案に従い、維持管理・運営業務に関する日報、月報、四半期報及び年度報告書を作成し、月報は当該月終了後10日以内に、四半期報は当該四半期終了後30日以内に、年度報告書は当該年度終了後30日以内に、それぞれ甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めるほか、不具合、事故等が発生した場合や甲から業務上必要なものとして要請があった場合には、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、その内容及び対応結果等を記載した臨時報告書を直ちに作成し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、維持管理・運営期間の中途において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、当該年度の当該取り消された日までの年度報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前3項の報告書の内容及びこれに関連する事項について、必要と認めるときは、乙に説明を求めることができる。

(セルフモニタリング)

- 第34条 乙は、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、募集要項等及び本件提案に従って維持管理・運営業務のサービス状況を維持改善することを目的として、セルフモニタリングを実施する。
- 2 乙は、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、新斎場の供用開始日の3か月前までに、募集要項等及び本件提案に従ったセルフモニタリング実施計画書を作成して甲に提出し、その内容について甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、セルフモニタリング実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施し、当該計画書に定めた時期に、要求水準書及び別紙2に定めるところによりセルフモニタリング実施報告書を作成し、甲に提出・報告するものとする。

(モニタリングの実施)

- 第35条 甲は、乙が行う維持管理・運営業務の実施状況を把握し、本施設の良い維持管理・運営を確保するために、乙が実施するセルフモニタリングの結果を踏まえ、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、維持管理・運営業務についてモニタリングを行う。
- 2 乙は、甲によるモニタリングに協力しなければならない。
- 3 モニタリングの結果、乙による維持管理・運営業務の実施が募集要項等及び本件提案を逸脱していると甲が判断した場合には、甲は、要求水準書及び別紙2に定めるところにより、是正レベルの認定を行い乙に通知するとともに、そのレベルに応じ是正指導又は是正勧告を行う。

乙は、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより、直ちに是正及び復旧を図り、甲に報告するものとする。

- 4 甲は、乙からの是正完了の報告又は是正期限の到来を受け、是正及び復旧が図られたか否かを確認する。是正及び復旧が確認できない場合、甲は乙に対し、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより、是正勧告又は再是正勧告を行う。乙は、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより、直ちに是正及び復旧を図り、甲に報告するものとする。
- 5 再是正勧告の手続きを経ても是正及び復旧がなされない場合、甲は、乙と協議した上で、当該業務の指定管理料の支払について、是正及び復旧がなされるまで留保することができるものとする。
- 6 甲は、是正指導、是正勧告又は再是正勧告を行った場合には、要求水準書及び別紙 2 に定めるところにより減額ポイントの付与を行い、その点数に応じて指定管理料を減額する。
- 7 甲は、再是正勧告の手続きを経ても乙が業務の実施状況を是正及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、乙との協議により、業務不履行となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。
- 8 市は、モニタリングの実施を理由として、維持管理・運營業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(モニタリングの費用)

第 36 条 甲が実施するモニタリングの費用は甲の負担とし、乙が実施するセルフモニタリング及び書類作成等にかかる費用は乙の負担とする。

第 6 章 維持管理・運營業務の実施に係る経費等

(会計・経理の原則)

第 37 条 乙は、本施設の維持管理・運營業務に係る独立した会計（以下「特別会計」という。）を設けるものとする。

- 2 乙は、本協定に特別の定めのあるものを除き、本施設に関し発生するすべての収入及び支出を前項の特別会計に計上しなければならない。

(経費の分担)

第 38 条 乙が維持管理・運營業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(指定管理料)

第 39 条 甲は、維持管理・運營業務の実施に要する費用として、指定管理料を次のとおり乙に支払うものとする。

令和 12 年度	××, ×××千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
令和 13 年度	××, ×××千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和 14 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 15 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 16 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 17 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 18 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 19 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 20 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 21 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 22 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 23 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 24 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 25 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
令和 26 年度	××, ×××千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- 2 指定管理料の構成及び支払方法は、別紙 3 に定めるとおりとする。
- 3 甲は乙の適正な請求のあった日の翌日から起算して 30 日以内に指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の額の変更)

第 40 条 甲は、前条第 1 項の指定管理料について、別紙 4 に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

- 2 甲及び乙は、前項に基づく指定管理料の改定の他、指定期間中に、要求水準書添付の別添資料「会津若松市新斎場整備基本計画」を前提とする火葬件数に大幅な増減があった場合、その他社会経済情勢の大幅な変動（但し、物価変動を除く。）又は指定管理者の業務の変更が生じたことにより前条第 1 項の指定管理料の額を変更すべきと認めたときは、相手方に対しその旨の申し出を行うことができるものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

第 7 章 損害賠償等

(管理物件の毀損等)

第 41 条 乙は、本施設等及び備品が滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する滅失又は毀損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に定めるほか、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合には、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第 42 条 維持管理・運営業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者に損害が生じた場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償し

たときは、甲は乙に対して賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

- 2 前項の規定は、乙が損害を受けた第三者に対して、その損害を賠償することを妨げるものではない。

第8章 指定期間の満了、指定の取消し等

(指定の取消し及び業務の停止)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づいてその指定を取り消すとともに本協定を解除し、又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 乙が、関係法令若しくは条例又は本協定の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、本協定に定める事項を履行しないとき又は履行できる見込みがないと認められるとき。
- (3) 維持管理・運営業務の実施に当たり、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由なしに維持管理・運営業務に関する甲の指示に従わないとき。
- (5) 乙が、維持管理・運営業務に関して甲が求めた報告を行わず、又は現地調査等を拒否若しくは妨害したとき。
- (6) 乙が、第35条第7項に基づき甲から新たに各業務を実施する企業の選定を求められたにもかかわらず、当該業務を担当する代替企業を30日以内に選定し、その詳細を甲に提出しないとき
- (7) 第35条第7項に基づき代替企業が選定されたにもかかわらず、なお是正効果が認められないと甲が判断したとき
- (8) 破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始又は特別清算開始の申立等により財務状況が著しく悪化したことによって維持管理・運営業務の遂行が困難と認められるとき。
- (9) 著しく社会的信用を失墜する等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (10) 乙が暴力団等（指定管理者制度運用指針（平成18年3月8日決裁）第3の2の(3)のオに規定する暴力団等をいう。）であることが判明したとき。
- (11) 基本契約書第19条第3項の規定により基本契約書が解除されたとき。
- (12) 次条の規定により、乙から指定取消しの申出があったとき。

- 2 前項の規定により指定を取り消して本協定を解除し、又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害又は追加費用が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

(指定の取消しの申出)

第44条 乙が指定の取消しを求めるときは、6月以上の猶予をもって申し出、甲と協議するものとする。

(指定管理料の返還等)

第 45 条 乙は、第 43 条第 1 項若しくは前条の規定により指定を取り消されたとき又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、甲の請求により、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、甲に損害が生じた場合には、当該損害を賠償しなければならない。

(指定期間の満了又は指定の取消しに伴う措置)

第 46 条 乙は、指定を受けた期間を満了したとき又は指定が取り消されたときは、本施設を原状に復すとともに、甲又は甲が指定した者に対して、甲の備品及び維持管理・運営業務に係る書類等を速やかに引き渡さなければならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、指定取消の日まで、維持管理・運営業務に支障を来たさないように実施体制を維持しなければならない。

(維持管理・運営業務の引継ぎ)

第 47 条 乙は、維持管理・運営期間の満了後、若しくは指定管理者の指定の取消し後において、本施設の維持管理・運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して維持管理・運営業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、維持管理・運営期間の満了後において、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

2 乙は、維持管理・運営期間の終了の 3 年前から、次期管理者が本施設の運営を円滑かつ支障なく遂行できるよう、引継ぎに必要な事項の詳細について甲と協議を開始する。

3 乙は、維持管理・運営期間の終了の 6 か月前までに、維持管理・運営業務の引継ぎに必要な引継マニュアルを整備し、甲に提出する。

第 9 章 法令変更及び不可抗力

(法令変更発生時の通知及び協議)

第 48 条 乙は、本協定の締結日以降に法令等（法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置をいう。以下同じ。）が変更されたことにより、募集要項等及び本件提案に従って維持管理・運営業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに甲に通知しなければならない。甲及び乙は、当該通知以降、本協定に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲が乙から前項の規定による通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに維持管理・運営業務の内容、増加費用若しくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによる指定管理料の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 60 日以内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合、甲は、当該法令等の変更に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い維持管理・運営業務を継続する。

(法令変更による増加費用・損害等の扱い)

第 49 条 法令等の変更により、維持管理・運営業務につき乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとする。ただし、同項に定める期限内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合は、別紙 5 の定めに従う。

- 2 法令等の変更によって乙が一定の履行義務を免れたことにより乙において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって乙において支出を要しなくなった費用等を指定管理料から減額することが合理的であると甲が判断した場合、当該指定管理料の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとする。この場合において、同項に定める期限内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で甲が指定管理料の減額を決定することができ、乙はこれに従わなければならない。

(不可抗力発生時の通知及び協議)

第 50 条 乙は、本協定の締結日以降に不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震若しくは疫病等の公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、甲又は乙いずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。以下同じ。）にかかる事由が発生したことにより、募集要項等及び本件提案に従って維持管理・運営業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに甲に対して通知しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該通知以降、当該不可抗力事由により履行することが不可能又は著しく困難となった維持管理・運営業務について、本協定に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力事由の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力事由に伴う増加費用及び不可抗力事由により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲が乙から前項の規定による通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力事由に対応するために、速やかに維持管理・運営業務の内容、増加費用若しくは損害の負担又は予定していた支出を要しなくなったことによる指定管理料の減額その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合、甲は、かかる不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本件業務を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第 51 条 不可抗力事由により、維持管理・運営業務につき乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとする。ただし、同項に定める期限内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合は、別紙 6 の定めに従う。不可抗力事由により維持管理・運営業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

2 不可抗力事由によって乙が一定の履行義務を免れたことにより乙において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力事由によって乙において支出を要しなくなった費用等を指定管理料から減額することが合理的であると甲が判断した場合、当該指定管理料の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとする。この場合において、同項に定める期限内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で甲が指定管理料の減額を決定することができ、乙はこれに従わなければならない。

第 10 章 雑則

(権利義務の譲渡の禁止)

第 52 条 乙は、本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(指定期間の開始前の指定の辞退等)

第 53 条 乙は、本協定の締結後で、かつ、指定期間の開始前に指定管理者の指定を辞退するとき又は正当な理由なく本施設の維持管理・運営を行わないときは、甲に対し、第 39 条第 1 項に掲げる指定管理料の令和 12 年度合計額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を支払うとともに、甲が被った損害がこれを超える場合にはその超過額に相当する損害賠償金を支払わなければならない。

(共同企業体に関する特約)

第 54 条 乙が共同企業体を結成している場合において、共同企業体の構成員は、本協定に基づく乙の義務を、連帯して履行する。

2 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、本協定に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本協定に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本協定に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(本協定の締結)

第 55 条 本協定は仮協定とし、甲が議会の議決を経て、乙を本施設の指定管理者として指定したときは、当該指定の日には本協定の内容をもって本協定を締結したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、議会の議決が得られないとき、又は、その他乙を指定管理者として指定することが適当でないと甲が認める事由が発生したときは、甲は、乙に対して指定管理者の不指定通知を行うものとし、当該不指定通知により、本協定は無効となる。この場合において、甲乙双方とも相手方に対して損害賠償等の請求を行わないものとする。

(事情変更)

第 56 条 本協定の締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができる。

(協定の改定)

第 57 条 本施設の維持管理・運営に関し、特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上で本協定を改定することができる。

(準拠法)

第 58 条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 59 条 本協定に関する紛争（調停を含む。）は、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 60 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(以下余白)

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 会津若松市東栄町 3 番 46 号
会津若松市
代表者 会津若松市長 室井 照平

乙 会津若松市〇〇町●番◆号
●●共同企業体
代表企業 ■■ ■■
構成員 ■■ ■■

別紙1 乙が付保する保険

付保すべき保険の内容は、事業者の提案によるものとし、提案に応じて契約締結時までに決定する。

別紙2 モニタリング実施要領

【募集要項別紙4に基づき規定する。】

別紙3 対価の構成・支払方法

【募集要項別紙2に基づき規定する。】

別紙4 物価変動による支払対価の改定

【募集要項別紙3に基づき規定する。】

別紙5 法令変更による費用の負担割合

	甲負担割合	乙負担割合
① 維持管理・運營業務に類型的又は特別に影響を及ぼす 法令等の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税・地方消費税に関する変更 (なお、消費税・地方消費税の税率が変更された場合は指定管理料の改定を行う。)	100%	0%
③ ①及び②以外の法令等の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の維持管理・運營業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、維持管理・運營業務及び維持管理・運營業務類似のサービスを提供する事業に関する事項について特に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び乙若しくは維持管理・運營業務に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙6 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

維持管理・運営業務の履行期間中に不可抗力が生じ、維持管理・運営業務に関して乙に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき指定管理料の合計金額相当額の1パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。